

## 障害者の場合

相談・申請

サービス等利用計画書の提出依頼

市からサービス等利用計画書の提出を求められた方は、特定相談支援事業者と契約し作成していただきます。

障害支援区分認定調査

調査員が自宅等で本人の障害の状況などをお聞きする等の調査を行います。

<介護給付>

※ 訓練等給付の一部にも支援区分が必要なサービスがあります。

一次判定  
(コンピュータ判定)

医師意見



審査会  
(二次判定)

障害支援区分の認定

<訓練等給付>

サービス利用意向聴取

サービス等利用計画書の提出

支給決定(暫定支給決定を含む)

決定通知 受給者証交付

利用契約・サービス利用開始

暫定支給決定の場合、継続効果を確認した上で継続利用となります。